

地方公務員法第58条の2及び北広島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、平成22年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成22年10月22日

北広島町長 竹下正彦

北広島町人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（平成21年4月1日～平成22年3月31日）（単位：人）

区分	職 種	受験者数			最終合格者数			採用者数			前年度採用者数
		男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
初級試験	一般行政職 外	101	27	128	3	2	5	3	2	5	2
	計	101	27	128	3	2	5	3	2	5	2
選考その他	一般行政職 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	医療職	—	—	—	—	—	—	1	3	4	8
	計	—	—	—	—	—	—	1	3	4	9
合計	一般行政職 外	101	27	128	3	2	5	3	2	5	3
	医療職	—	—	—	—	—	—	1	3	4	8
	計	101	27	128	3	2	5	4	5	9	11

(2) 職員の退職等の状況（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

（単位：人）

区 分	人 数	H20年度人数
定年退職	6	3
勸奨退職	7	10
普通退職	5	4
分限免職	0	0
懲戒免職	0	1
失 職	0	0
死亡退職	0	0
計	18	18
再任用職員	0	0

(注) 1 定年退職：地方公務員法（以下「地公法」という。）第28条の2第1項の規定により離職すること。また、地公法第28条の3第1項の規定により勤務が延長され、その後離職する場合も含まれます。

2 奨励退職等：任命権者が人事管理上の目的から職員に退職奨励を行い、これに応じて退職すること。

3 普通退職：自己都合により退職すること。

4 失職：職員が法定の欠格条項（地公法第16条各号（第3号を除く））に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するものに該当し離職すること。

5 再任用職員：定年退職者等で再任用された職員

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年度 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成 22 年	平成 21 年		
一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	事務の統廃合による人員増減 退職補充の減少による人員減 事務の臨時職員対応による人員減
	総務	66	65	1	
	税務	17	17	0	
	民生	61	64	△3	
	衛生	19	20	△1	
	農林水産	35	35	0	
	商工	5	5	0	
	土木	20	21	△1	
	小 計	225 ()	229 ()	△4 ()	
特 別 行 政 部 門	教育	23	23	0	
	消防	55	55	0	
	小 計	78 ()	78 ()	0 ()	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	56	54	2	病院業務の充実による人員増 人事異動の不補充による人員減
	水道	5	5	0	
	下水道	7	7	0	
	その他	16	18	△2	
	小 計	84 ()	84 ()	0 ()	
合 計		387 ()	391 ()	△4 ()	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 () 内は、短時間勤務職員であり、外書きです。

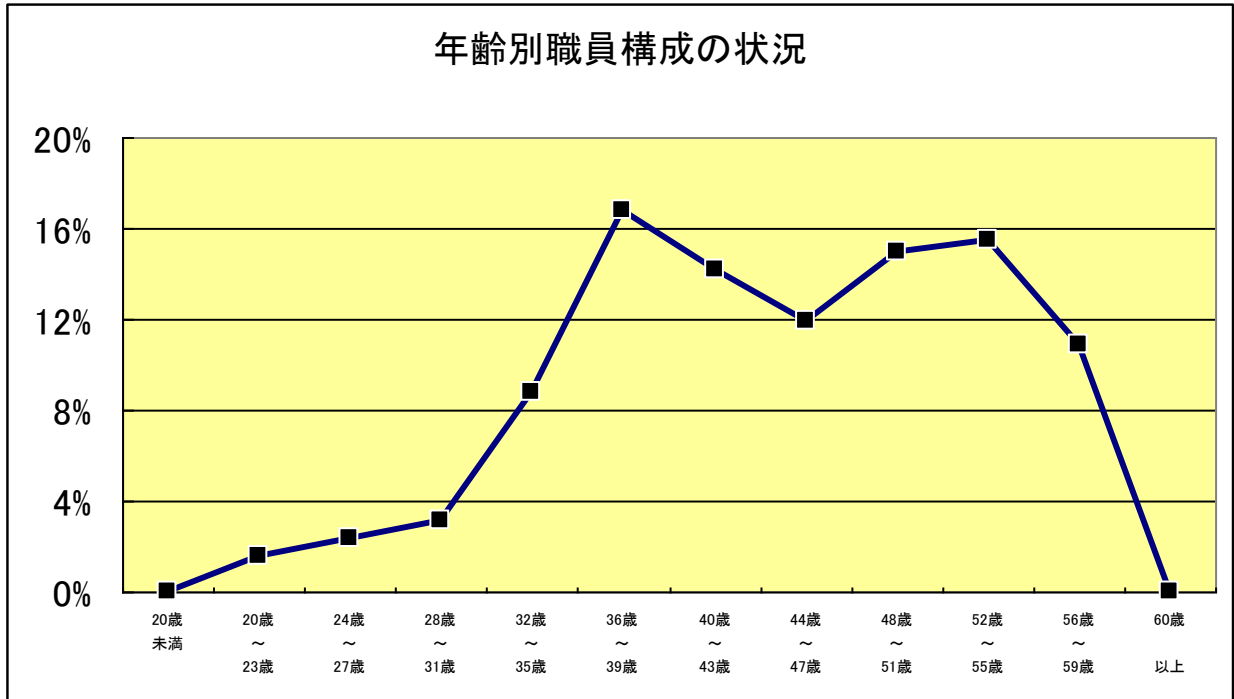
(4) 地位別職員数の状況（一般行政職）（平成22年4月1日現在 単位：人）

区分	職員数	男 性	女 性
課 長 級	28	25	3
課長補佐・主幹級	32	26	6
係 長 級	29	25	4
そ の 他	131	87	44
計	220	163	57

(5) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	6 人	9 人	12 人	34 人	65 人	55 人	46 人	58 人	60 人	42 人	0 人	387 人

(注) 1 教育長、再任用職員は含まない。



(6) 定員管理の数値目標の進捗状況

(単位：人、%)

部門	H17.4.1 職員数	数値目標			増減実績				
		H22.4.1 職員数	対17年 増減数	対17年 増減率	H22.4.1 職員数	対17年 増減数	対17年 増減率	進捗率	
総数	430	392	▲38	▲8.8	387	▲43	▲10.0	113.2	
部門別	一般行政 部門	256	225	▲31	▲12.1	225	▲31	▲12.1	100.0
	教育 部門	35	24	▲11	▲31.4	23	▲12	▲34.3	109.1
	消防 部門	54	55	1	1.9	55	1	1.9	100.0
	公営企業等 会計部門	85	88	3	3.5	84	▲1	▲1.2	▲33.3

(注) 1 上記数値目標は北広島町集中改革プランの目標数値である。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	20,165	16,553,407	652,630	3,040,197	18.4	21.6

(注) 1 人件費には議員報酬・手当、非常勤特別職の報酬などが含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	308人	千円 1,283,609	千円 262,000	千円 490,425	千円 2,036,034	千円 6,611

- (注) 1 職員手当には退職手当、子ども手当は含みません。
 2 給与費は当初予算に補正予算を反映させた額です。(平成22年9月末現在)

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
北広島町	円 354,625	円 435,935	45歳2月	円 347,155	円 372,101	52歳11月
国	円 325,579	円 395,666	41歳11月	円 284,514	円 322,291	49歳4月

- (注) 1 「平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢」とは、職種ごとの職員に係る給料月額の総額、給与月額の総額及び年齢の総和をそれぞれ当該職員数で除して得た額及び年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額又は給与月額の平均が平均給料月額又は平均給与月額と一致するものではありません。
 2 国の平均給与月額には「通勤手当」、「時間外勤務手当」及び「特殊勤務手当」等を含んでいません。

(4) ラスパイレス指数の推移（一般行政職）

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
北広島町	97.2	92.7	93.6	94.9	97.4
県内町平均	95.4	94.9	94.9	95.2	95.4
全国町村平均	93.7	93.5	93.9	94.2	94.6

- (注) ラスパイレス指数は国家公務員の給与水準を100として、北広島町職員の給与水準を比較した数字です。

(5) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		北広島町	国
一般行政職	大学卒	161,600円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（一般行政職 平成22年4月1日現在）

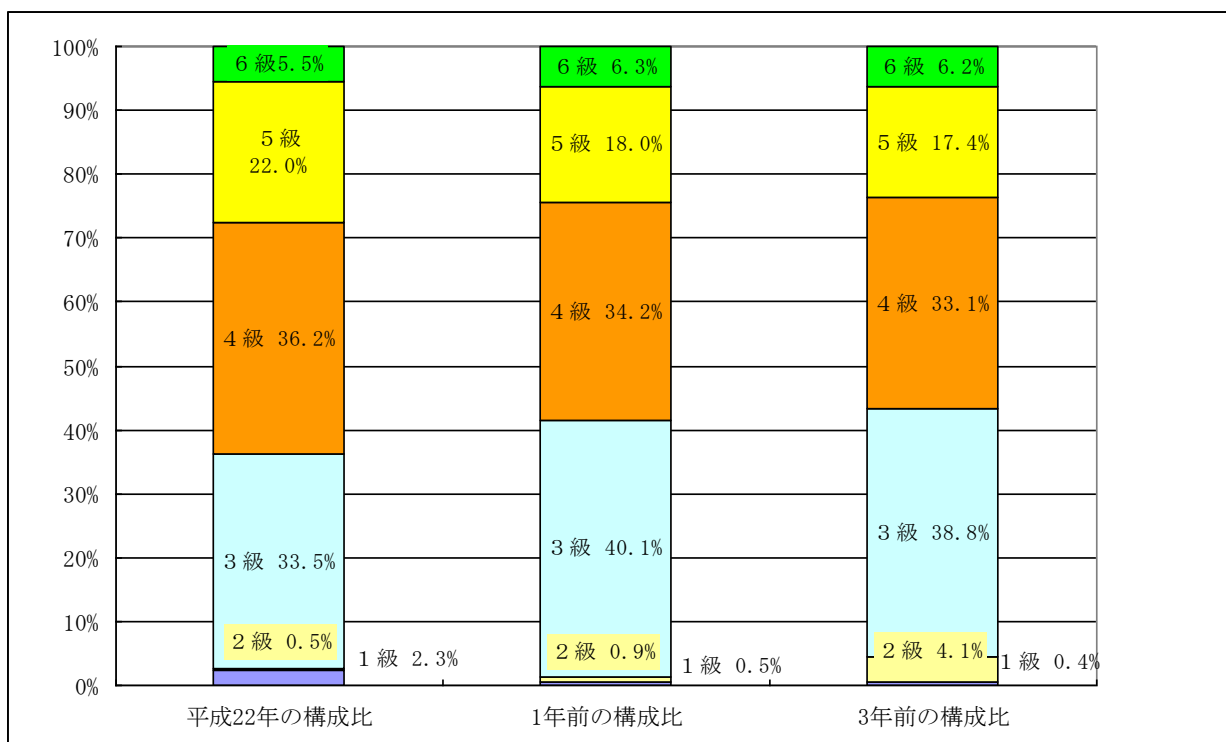
区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	282,360円	320,292円	365,344円
	高校卒	—	281,933円	332,750円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任 主任主事	係長 主任	課長 主幹 課長補佐	課長 主幹	
職 員 数	5人	1人	73人	79人	48人	12人	218人
構 成 比	2.3%	0.5%	33.5%	36.2%	22.0%	5.5%	100%

- (注) 1 北広島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 本表は行政職給料表（一）の適用者のみ対象としています。



(8) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

北広島町			国		
1人当たり平均支給額 (21年度) 1,565千円			—		
(21年度支給割合) 期末手当 勤勉手当			(21年度支給割合) 期末手当 勤勉手当		
6月期	1.25月分 (0.65月分)	0.7月分 (0.35月分)	6月期	1.25月分 (0.65月分)	0.7月分 (0.35月分)
12月期	1.5月分 (0.85月分)	0.7月分 (0.35月分)	12月期	1.5月分 (0.85月分)	0.7月分 (0.35月分)
計	2.75月分 (1.5月分)	1.4月分 (0.7月分)	計	2.75月分 (1.5月分)	1.4月分 (0.7月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置あり			職制上の段階、職務の級等による加算措置あり		

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当 (一般行政職)

北広島町			国		
1人当たり平均支給額 (21年度) 自己都合：該当なし 勸奨・定年：26,459千円			—		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分

③ 地域手当

支給実績 (21年度決算)		515千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)		103千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 H22.4.1	国の制度 (支給率)
広島市	3%	4人	3%

④ 特殊勤務手当

支給実績（21年度決算）	24,086千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	197千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）	30.7%		
手当の種類（手当数）	16		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	税務課職員	税徴収業務	月額2,200円
医療及び調剤に従事する職員の特殊勤務手当	医師及び歯科医師		給料月額の30%
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当			日額800円
変死体収容に従事する職員の特殊勤務手当			日額5,000円
山上作業に従事する職員の特殊勤務手当		国土調査業務	日額800円
除雪作業に従事する職員の特殊勤務手当			日額1,500円 (4時間未満900円)
危険性を有する薬品等を取り扱う職員の特殊勤務手当			日額800円
放射線作業に従事する職員の特殊勤務手当	診療放射線技師		日額230円
火葬業務に従事する職員の特殊勤務手当			火葬1体につき5,000円
有害獣駆除業務に従事する職員の特殊勤務手当			1回1,000円 (くま放獣解体3,000円)
夜間看護業務に従事する職員の特殊勤務手当			2交代勤務3,500円 4時間以上2,500円 2～4時間2,300円 2時間未満1,800円
消防職員の特殊勤務手当			消防手当 月額3,000円 ただし、救急救命士の資格を有し、救急業務に従事する職員は月額6,000円 潜水手当 日額500円 管外搬送手当 1件につき400円
養護老人ホームに従事する職員の特殊勤務手当			月額2,500円
廃棄物処理施設に従事する職員の特殊勤務手当			月額5,000円
保育所長の事務に従事する職員の特殊勤務手当			月額30,000円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当			月額10,700円

⑤時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当

支給実績（21年度決算）	156,681千円
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	462千円

⑥その他手当

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 その他扶養親族6,500円 特定加算5,000円	同		60,116千円	256千円
住居手当	限度額27,000円	同		12,551千円	213千円
通勤手当	自家用車800円/km	同		44,950千円	131千円
管理職手当	給料月額8%～12%	同		22,128千円	567千円
寒冷地手当	月額7,360～17,800円	同		3,546千円	59千円
初任給調整手当	医師免許取得35年以内で月額 365,500円の範囲内	同		21,016千円	3,503千円

(9) 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給料	町長	730,000 円
	副町長	602,000 円
報酬	議長	293,000 円
	副議長	246,000 円
	議員	221,000 円
期末手当	町長 副町長	(21年度支給割合) 6月期 1.45月分 12月期 1.65月分 計 3.1月分
	議長 副議長 議員	(21年度支給割合) 6月期 1.45月分 12月期 1.75月分 計 3.2月分
退職手当	町長 副町長	(算定方式) (支給時期) 在職年数により給料月額に支給率を乗じ、任期毎に支給

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入） （平成 22 年 4 月 1 日現在）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備考 (時差通勤等を実施している場合は、その内容を簡潔に記入する)
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00	

(注) 1 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているものです。

(2) 年次有給休暇の取得状況（21 年 1 月 1 日～21 年 12 月 31 日）

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C %	取得率 B/A %
14,872 日	3,518 日	388 人	9.1 日	23.7%

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日） （単位：人）

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条 第 1 項第 1 号					0
心身の故障の場合	地公法第 28 条 第 1 項第 2 号 第 2 項第 1 号			1		1
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条 第 1 項第 3 号					0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	地公法第 28 条 第 1 項第 4 号					0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条 第 2 項第 2 号					0
条例で定めた事由による場合	地公法第 27 条 第 2 項					0
計		0	0	1	0	1

(2) 懲戒処分者数（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日） （単位：人）

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	地公法第 29 条 第 1 項第 1 号					0
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合	地公法第 29 条 第 1 項第 2 号					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	地公法第 29 条 第 1 項第 3 号					0
計		0	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

- (1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

派遣形態 根拠	法人名	派遣職員数（人）		
		役員	職員	合計
民法法人 派遣法第 2 条第 1 号		—	—	—
合計	0	—	—	—

- (2) 営利企業等の従事許可の状況（地方公務員法第 38 条関係）

（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）

区分	人（件）	備考
許可人数 （または許可件数）	—	

（注） 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいいます。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

- (1) 職員の研修の状況

- ① 研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第 39 条第 2 項）

策定の有無	策定期間
有り	平成 21 年度

- ② 研修の実施状況（平成 21 年度）

機関別研修	参加者数	備考
ひろしま自治人材開発機構	114	管理・監督者研修、中堅職員政策研修、住民満足を高める行政サービス研修など
自主研修	291	接遇研修・職員倫理研修
計	405	

- (2) 職員の勤務成績の評定の状況（地方公務員法第 40 条）

（平成 21 年度）

勤務評定の実施状況

実施の有無	導入時期
管理職を対象に試行 （その他職員については未実施）	平成 20 年度 （その他職員については未定）

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

- (1) 共済事業

広島県市町村職員共済組合に加入。

(2) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成21年度）
事案なし（業務を広島県人事委員会に委託）

(3) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成 21 年度）
事案なし（業務を広島県人事委員会に委託）